

令和3年度五所川原市新型コロナウイルス 感染症対策事業継続支援金

五所川原市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が30%以上減少した五所川原市内で店舗または事業所を営んでいる事業主の方に対して、経営の維持または継続のための支援として、事業継続支援金を交付します。

※申請は**予約制**となっておりますので「お問合せ・申請先」へご連絡ください。

支援金額

20万円（店舗または事業所ごとに）

対象者

次の事項に該当する方（すべての条件を満たしている必要があります。）

- (1) 令和3年3月31日までに開業しており、店舗または事業所を五所川原市内に有し、事業を営む方（青森県外に本店を有する店舗または事業所は除きます）
- (2) 市町村税を滞納していない方
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3(2021)年4月から令和4(2022)年1月までの間で、いずれかの月の売上が、前々年または前年の同月売上より30%以上減少した方
※事業期間が1年未満の場合は、比較する月の売上と開業した月から比較する月の前月までの月平均の売上と比較して30%以上減少した方
- (4) 日本標準産業分類の大分類「農業、林業」、「漁業」に該当する業種以外の業種で事業を営まれている方
- (5) 政治団体、宗教上の組織又は団体に該当しない方
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する「暴力団」等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない方
- (7) 無許可営業に該当しない方
- (8) 営業の実態があり、今後も事業を継続する意思がある方 等

申請期間

令和4年1月17日（月）から2月28日（月）まで

【問合せ・申請先】

◎五所川原市役所
経済部商工労政課

〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1
電話：0173-35-2111（内線：2554～2558）
E-mail：syoukou@city.goshogawara.lg.jp

◎金木総合支所（内線：3002） 〒037-0202 五所川原市金木町朝日山319-1

◎市浦総合支所（内線：4021） 〒037-0401 五所川原市相内349-1

申請方法

下記の書類を商工労政課へ提出してください（郵送による提出も可）。

※令和3年度に商工労政課で実施した補助金等を利用している方で、内容に変更がない場合、
④と⑤の添付書類は不要です。

①支援金交付申請書兼請求書

②宣誓書兼売上高比較表（根拠となる資料も添付してください。）

③市町村税の滞納がないことを証する証明書

④営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類【例：営業許可証、認可書、認定証、各種免許証】、許可等が必要のない場合は業種を確認できる書類の写し【例：確定申告書】

⑤振込口座のわかるもの（通帳の写し 等）

申請書等の入手方法

・市のホームページからダウンロードして印刷してください。

・ホームページから印刷することができない場合は、五所川原市役所商工労政課（2階）、金木総合支所および市浦総合支所にも準備しておりますので、ご活用ください。※平日のみ。

注意事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市役所での相談および申請は予約制となっておりますので、事前に「お問合せ・申請先」までご連絡ください。
※予約のない相談および申請については、対応できない場合がございますのでご了承ください。
- ・ 市役所での相談および申請は一人のお客様につき、概ね30分から60分を想定しております。お越しになられる際は、時間に余裕をもってお越しください。
- ・ 申請にお越しの際は、宣誓書兼売上高比較表の根拠となる月別売上のわかるものを必ずお持ちください。
- ・ 支援金の交付予定日については、申請者への交付決定通知書兼確定通知書に記載されておりますので、そちらをご確認ください。
- ・ 提出書類に虚偽の内容があった場合、もしくは要綱等に違反した場合、事業継続支援金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。